

# 決議しました 城所美奈子議員に対する問責決議

市議会議員は地方自治法に基づいた議事機関の一員として法令等を遵守し、市民の代表者として恥じない倫理観と責任感を持って職務を遂行することが求められている。

しかし、城所美奈子議員は、令和7年1月9日に設置された日高市議会議員政治倫理審査会において、日高市議会議員政治倫理規程第3条第1号「市民の代表として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なうような行為を厳に慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのあるある行為をしないこと」及び第6号「セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他の人権侵害のおそれのある行為をしないこと」に掲げる政治倫理基準に違反する行為があったものと認定されている。

この審査会で問題となったのは、ファミリーマートの1号店が狭山市内であったことから狭山市の市制施行70周年を記念した学校給食としてファミチキが無償提供されるにあたり、狭山市の行政関係機関に対してファミチキ給食の提供を中止するよう求めた際の行為が政治倫理規程第3条第1号及び第6号に該当するのではないかということであった。

審査会については、現在は公開とされているが、審査会自体は非公開で行われた。理由は、「関係者に不利益が生じるおそれが懸念されたこと」であるが、具体的に言えば、この事案が日高市ではなく狭山市の事業であり、狭山市の関係機関に対する迷惑行為が議題となっていること、令和6年12月18日、城所議員がSNS上で「声を届けて!」として、狭山市の学校給食センターの電話番号、メールフォームへ誘導するURLを投稿しており、審査中の内容をもとに狭山市の関係機関に対して更なる迷惑行為が発生するおそれが排除しきれないと等であると確認できる。審査会の報告書等については、令和7年4月、狭山市の記念事業年度が終了したこと、公開の了承を全員協議会で確認できたことをもって非公開部分を公開しているが、公開決定後の令和7年5月1日、城所議員が狭山市の学校給食センターへ「市議会議員とは名乗っていない」「威圧的な態度はっていない」との確認及びその確認のため訪問したい旨を電話連絡し、相手方から日高市議会事務局に「迷惑である」と断った旨の連絡があったことからも、審査会を非公開としたことの判断は正しかったものと捉えることができる。

認定に至る具体的な迷惑行為は、城所議員と認識が一致しているだけでも狭山市の関係機関、主に学校給食センターに対して訪問5回、電話6回、メール1回を行ったものである。

城所議員は、議員だとは名乗っておらず、あくまで一個人として行動したと主張されているが、相手方が日高市議会議員であると認識して対応していたことは、狭山市から日高市へ情報提供があったことで明らかになっている。

城所議員は、既に機関決定されている事業である記念給食を、提供直前に訴えても中止できない状況を承知の上で給食センターに抗議している。対応した関係者が威圧的で感情的な態度で詰め寄られたと感じていること等、関係者に対する著しい迷惑行為は議会の品位を損なう行為であり、規程第3条第1号に違反する行為があったものとして認定されている。

城所議員が関係者に行った繰り返しの主張や問合せ、妥当性を欠く要求及び威圧的な言動は、相手方に過度に精神的ストレスを感じさせるとともに、通常の業務に支障が出た可能性が否定できず、ハラスメントに類する人権侵害のおそれのある行為であり、同条第6号に違反する行為があったものと認定されている。規程第10条第1項の規定に基づく、城所議員に対する同条第2項の議長の措置として、「厳重注意」及び「日高市議会関係者に対する謝罪文の提出の要求」とされたが、現時点での謝罪文の提出には応じていない。

その後もSNS等で、自身の見解にもとづく不正確な内容を繰り返し発信しており、関係者に対する迷惑行為を反省しているとは到底思えない。

また、議長から城所議員に対して繰り返し行われている厳重注意は、既に9回を数えるに至っている。内容は次の通りである。

①令和7年2月3日、政治倫理審査会の意見を受けての厳重注意